原子力防護専門部会の主な検討事項等について

平成19年10月24日 内閣府 原子力政策担当室

1. 検討の背景等

- (1)2001年の9.11テロを契機に、放射性物質の安全とセキュリティ対策の重要性が増加。IAEAを中心に、放射線源の安全とセキュリティ対策が進められている(行動規範、ガイドラインの作成等)。我が国においても、IAEAの行動規範の履行を表明。
- (2)放射性物質は、医療、研究、教育、産業等多方面において使用されており、利用形態も様々。このため、放射性物質のセキュリティ対策を講じるに当たっては、それぞれの特徴を十分に踏まえ、利用実態に応じた対策の構築が重要。セキュリティに対する関係者の意識が必ずしも十分とは言えず、放射性物質の盗取、破壊等に着目したセキュリティ対策については、十分に行われているとは言えないのが現状。

2. 検討内容

- (1)平成18年12月19日付け原子力委員会決定に基づき、放射性物質やその関連施設に関して、それぞれの特性を踏まえた合理的、効果的な防護の在り方に関する基本的考え方について調査し、審議する。
- (2)調査・審議結果を踏まえ、昭和55年の原子力委員会核物質防護専門部会報告 書の見直しを行い、核物質及び放射性物質の防護の在り方に関する基本的考え 方を取りまとめる。

なお、放射性物質の防護の在り方に係る近年の国際動向を調査・整理するとともに、放射性物質に関する規制制度、状況分析能力、緊急時対応能力等の防護体制の構成要素の整備に関する関係行政機関の取組状況を確認し、整理することを踏まえ、これらの調査・審議を実施する。

3. 主な検討事項

- ①放射性物質に対して想定すべき脅威(不法移転、妨害破壊行為)
- ②放射性物質に対する区分の考え方(潜在的危険性)
- ③防護の水準の考え方
- ④放射性物質の防護に関する国際動向
- ⑤放射性物質の防護要件の考え方
- ⑥防護すべき施設の範囲の考え方
- ⑦放射性物質に関する安全規制と防護との連携効果
- ⑧我が国における放射性物質の防護体制整備の考え方

4. スケジュール

月1回程度の頻度で本部会を開催し、今年度末を目途に報告書を取りまとめる。